

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」といいます。）第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」といいます。）の令和 4 事業年度（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

I 監査の方法

1 監査実施期間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 6 月 28 日まで

2 対象事業所

本部、東海拠点、大洗拠点、敦賀拠点、幌延拠点、東濃拠点、人形峠拠点、青森拠点、福島拠点及び東京事務所について実地監査を、ワシントン事務所についてオンライン会議による監査を、それぞれ実施しました。

3 監査手続

各監事は、監事監査要綱等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」といいます。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、拠点等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除きます。以下同様とします。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含みます。以下「内部統制システム」といいます。）に関し、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、令和 4 事業年度の財務諸表、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視し、検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条に定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、令和4事業年度の業務、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の監査を行いました。具体的に実施した主な監査手続は以下のとおりです。

(1) 中長期目標等及び中長期計画等に基づき実施される業務の監査

次のアからオに関する目標を達成するための措置等について、それぞれ記載の監査手続を実施しました。

ア 安全を最優先とした業務運営

理事長マネジメントレビューへの出席のほか、施設の高経年化対策、原子力安全監査、原子力規制検査その他安全確保に関する取組の実施状況の聴取等を行いました。

イ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上

業務の計画、進捗状況、成果及び課題の聴取のほか、産学官連携、外部資金等の獲得、人材育成、国際貢献、情報発信その他業務遂行上重要な取組の実施状況の確認、拠点の施設・設備の視察等を行いました。

ウ 業務運営の改善及び効率化

マネジメント体制の見直し、経費の合理化・効率化、契約適正化等の実施状況の確認、契約監視委員会における個別契約事例の審議等を行いました。

エ 財務内容の改善

共同研究、受託研究、施設供用など自己収入に繋がり得る活動への取組状況、不動産の利活用及び処分の実施状況、予算の執行状況等について確認を行いました。

オ その他業務運営に関する重要事項

施設の整備・廃止、人材育成、デジタル化、情報セキュリティ対策、広聴・広報などに関する計画や取組状況について確認を行いました。

(2) 理事長の意思決定の監査

理事長の意思決定の過程を監視し、検証するため、理事長及び副理事長との定期的意見交換、理事会議その他重要な会議への出席、文書の閲覧、通則法第19条第6項に定める主務大臣に提出する書類の調査等を行いました。

(3) 内部統制システムの構築・運用状況の監査

理事会議、自己評価委員会、リスクマネジメント委員会その他重要な会議の議事、運営状況の確認のほか、経営監視委員会、通報制度、内部監査その他監視・モニタリング体制の機能、運用状況の確認等を行いました。

(4) 財務諸表及び決算報告書の監査

財務諸表、収入支出決算その他財務・会計に関する事項の聴取のほか、会計監査人による監査結果の聴取、会計監査人との意見交換等を行いました。

また、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し、検討するため、あわせて、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が一定の適正な基準に従って整備されているかを確認するため、会計監査人が立案した監査計画、監査実施状況、監査の品質管理システムの整備・運用状況等の確認を行いました。

(5) 事業報告書の監査

事業報告書の作成方針等を聴取し、記載内容を確認、検討したほか、記載内容のうち会計に関する部分について会計監査人が実施した監査の方法及び結果を聴取してその妥当性を検証しました。

II 監査の結果

- 1 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- 4 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果並びに同監査法人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認め、財務諸表は機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しており、決算報告書は理事長による予算の区分に従って一定の事業等のまとめごとにより決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認めます。
- 6 機構の業務に関する個別意見は、別紙のとおりです。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項について、以下のとおり検証を行いました。

1 検証の方法

(1) 給与水準の状況

科学技術の研究開発を実施している国立研究開発法人のラスパイレス指数、国家公務員の報酬水準及び類似業務を実施している民間企業等の賃金調査結果を参考としました。

(2) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約監視委員会における個別契約事例の審議のほか、契約適正化等の実施状況の確認等を行いました。

(3) 理事長の報酬水準の妥当性

科学技術の研究開発を実施している国立研究開発法人、機構と同等の事業規模を有する民間企業及び国家公務員の報酬水準を参考としました。

(4) 保有資産の見直し

不要財産の調査、不動産の利活用及び処分を検討状況、財産処分の実績等の確認を行いました。

2 検証の結果

給与水準の状況、理事長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しについて、指摘すべき事項は認められません。随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況に関連する意見を別紙に付します。

令和5年6月28日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

監事 熊谷匡史

監事（非常勤） 関口美奈

機構の業務に関する個別意見

内部統制

令和4事業年度から新たな経営体制のもと、第4期中長期目標期間が始まりました。折しも、カーボンニュートラルの実現に向けた動きやエネルギー安全保障を巡る世界情勢の変化を受けて、世界的に原子力利用を再評価する動きも出てきています。この潮流の中で、高温ガス炉、高速炉等の新型革新炉、核燃料サイクル、高レベル放射性廃棄物の処理・地層処分、原子力イノベーション等に関する研究開発を担う機構の役割は重要性を増しており、機構に対する社会からの期待も高まってきているものと考えられます。この期待にこたえるため、機構は、理事長のリーダーシップのもと、新たなビジョンと行動基準の制定、事業計画進捗管理、リスクマネジメント、業績評価などマネジメント手法の見直し、組織改正等の改革に精力的に取り組んでいます。一般に、組織構成員の意識・行動が変わることは容易ではなく、地道な努力と時間を要しますが、意識・行動の変革が新たな組織文化となり、目指す将来像に向け、機構一丸となった取組が加速されることを期待します。

安全管理

令和3年10月以降、ふげんにおいて事故・トラブルが連続して発生したことを受け、理事長はふげんを「特別安全強化事業所」に指定し、発生事象の要因分析、再発防止策の検討・実施等の改善活動を進めました。その結果、安全管理の状況に改善が図られたことから、首席安全管理者及び外部有識者による改善状況の確認を経て、令和5年3月、理事長は「特別安全強化事業所」の指定を解除しました。ふげんの特別な位置づけは終了しましたが、ふげんはもちろん各拠点の安全活動に終わりはありません。常陽再稼働その他新たな研究開発活動への着手や廃止措置の進展、担当人員の能力・経験等により、安全状況は変化するため、安全管理の不断の見直しが求められます。

年度を通じ、拠点における作業や工事に伴う怪我や火災等の事故・トラブルが散見されました。請負作業者にかかわる事案も多いため、請負事業者、請負作業者も含めた実効的な安全管理を行うよう、引き続き留意が必要です。

社会の原子力への関心が高まる中、業務の幅が広がってくることもあり、安全確保については一段高い意識を持って臨む必要があると考えます。年度当初、機構は、安全・核セキュリティ統括本部を設置し、組織横断的な安全管理体制を強化しました。この機能を十分に活かし、拠点は継続的に安全管理の自律的改善に努め、安全・核セキュリティ統括本部は拠点に対する連携・支援を更に強化し、拠点と一体となって安全活動に取り組むことが望まれます。

契約手続に関する内部統制

機構は、調達等合理化計画を踏まえ、契約審査機能を強化し、厳正な検討を経て、随意契約や確認公募による競争性ある契約に取り組むとともに、専門性を必要としない一般的な業務内容の切り分けによる応札者拡大を図るなど、契約の合理性、競争性、透明性、公平性の確保に努めています。

しかしながら、契約手続に関し、基本的な規律面において不適切な事案（機構発注案件の赤字補填を受注業者から強く求められ、実態のない契約を締結して支払いを行った事案、納期に納品がなかったにもかかわらず、後日納品されることを前提に支払いを行った事案）が、内部通報を受けた調査で確認されました。限られた関係者で手続が進められたことが、これら事案の発生を未然に防ぐことができなかつた一因であると考えられ、機構は検収手続と決裁権限を見直し、牽制機能を強化する措置を講じました。再発防止策の徹底と併せて、不正を発生させない組織文化醸成とコンプライアンス意識向上を今一度銘記し、改善に向けた努力を継続することが必要です。また、繁忙期における担当者の業務負担が大きかったことも要因として考慮すべきであると見受けられます。事務的なルーティン業務については早期のDX推進により、手作業の削減や業務負担の適正化を図るべきものと考えます。

経営資源

拠点等において、資金と人員の確保が課題であるとする声にたびたび接しました。今後、廃止措置と新たな研究開発を進めていく過程では、資金と人員の不足感が増してくることが予想されます。拠点等においては、業務の効率化や経費削減に努めていますが、個々の取組には限界があり、一定規模の業務の廃止やDXを含めたプロセスの見直し、拠点、部室等組織の枠を超えた業務の統合や人員の異動等抜本的な対策の検討が望まれます。

資金について経費削減努力は必要ですが、他方で、特に緊要性が高い用途に対しては十分な予算確保が望まれます。例えば、廃止措置や高経年化対策としての予防保全は、可能な限り早期の実施により、安全性の向上とトータルでの費用削減の可能性もあることから、特段の予算確保による取組の促進は一考に値するものと考えます。

人員に関しては、拠点等において、中堅層の不足、技術継承への危惧が指摘されています。環境変化を踏まえた新たなミッションをも含め、機構が確実に成果を挙げるためには、人員数確保もさることながら、人員の能力開発が不可欠です。機構は、幹部候補人材に対し、多様な分野の第一人者からの講演受講などを内容とする育成プログラムを計画しています。原子力の一層の利用推進に向けて総合知が求められている中、このプログラムの活用等を通じて、若い人材が触発され、機構全体として、原子力や研究機関の枠を超えた広い視野が涵養されることを期待します。このほか、若手人材の積極登用等の施策を検討、実施しつつありますが、これら施策を変化が目に見える形で着実に実行し、職員のモチベーション向上に繋げていくことが肝要です。

人員配置については、特に事務系人材においては比較的短期間での異動を行っています

が、事務系業務においても知識やノウハウの集積の必要性が高まってきていることから、業務の高度化の観点を考慮した人事異動とすることも検討に値すると考えます。

情報セキュリティ

情報セキュリティ対策として、機構は不正アクセス防止等を目的としたシステムの整備、不審メールやマルウェアに関する注意喚起、eラーニングによる情報セキュリティリテラシー教育などに積極的に取り組んでいます。課題を残していた標的型攻撃メール訓練については実施頻度を上げるとともに個別指導を行うことで、不適切な対応は減少していますが、原子力を扱う機関として、より高みを目指すことを期待します。サイバー攻撃は日々高度化、巧妙化しており、今後のDX推進を見据えれば、システムの信頼性・安全性とリテラシーについて一層の留意が求められます。

なお、原子力を巡る世界的な環境変化を踏まえ、原子力研究開発機関として、経済面を含めた安全保障の観点からも、輸出管理に加え、広く原子力に関する知的財産の流出防止について意識を高めて対応することが緊要であると考えます。

広聴・広報

機構が新型革新炉や高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等を積極的に推進するためには、機構の業務、そして原子力全般についての社会的理解の醸成、増進が必要です。原子力に関する総合的研究開発機関として、機構は、機構と原子力の価値を示すことで、社会の信頼を強固なものにしていかなければなりません。機構の多様な業務について、専門家ではない社会一般の認知を高めるため、身近な関心事なども踏まえて、分かりやすく発信する努力が望まれます。また、成果の発信だけではなく、事故・トラブルについても正確な理解を得られるよう説明を行うことをはじめ、社会と丁寧なコミュニケーションを図ることが大切です。

国際連携・国際競争

原子力を巡る国際情勢が変化する中、日本が原子力分野での国際連携、国際競争においてしかなるべきポジションを確保することが課題となっています。機構においても、国際的な原子力の潮流を的確に捉えた上で、研究力、技術力の向上、海外原子力関係者との戦略的交流深耕、核セキュリティや人材育成面での国際貢献等に積極的に取り組むことが望まれます。また、今後、活発化が予想される国際連携に当たっては、成果の帰属や経済面における利害得失について十分に検討し、適切な対応をとることも重要です。機構は、これらの課題に対し、国際戦略の検討や海外事業を統括する新たな組織の設置などを行っていますが、業務を担う人材の確保、能力開発、経験値向上等人材育成が急務であると考えます。

以上